

Legal  
Affairs  
Bureau

国民の権利と財産を守る

法務局

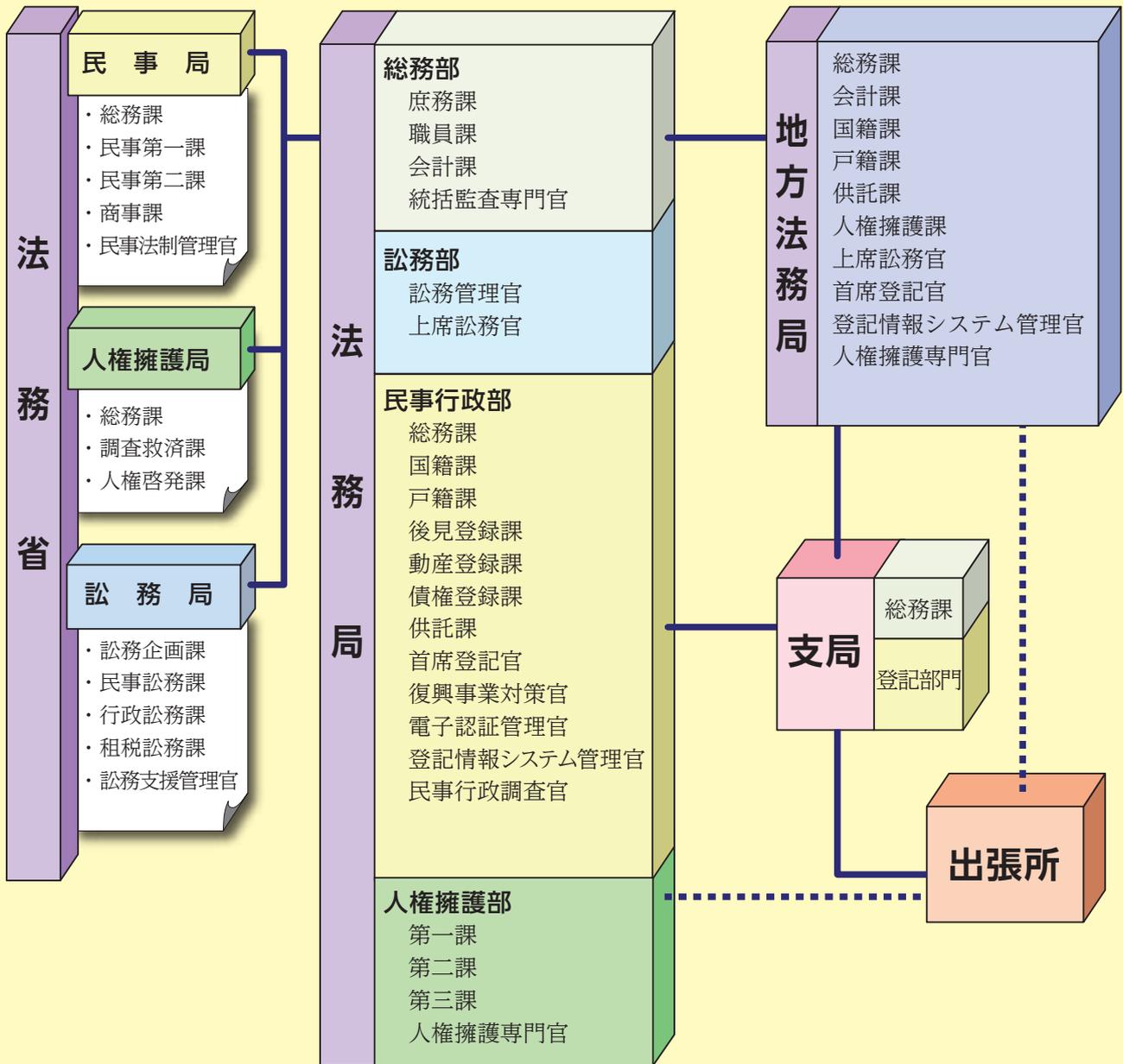
## 目 次

法務局の組織	3
登記事務 ～資本主義経済の基盤～	4
不動産登記	
登記所備付地図の整備	5
筆界特定制度	
商業・法人登記及び電子認証制度	6
動産譲渡登記・債権譲渡登記	
成年後見登記	
戸籍・国籍事務 ～日本国民の証～	7
供託事務 ～預けて安心～	
人権擁護事務 ～基本的人権の尊重～	8
訟務事務 ～国を当事者とする訴訟等の適正な処理～	
くらしの中の法務局	9
法務局における一般的なキャリアパス	10
研修制度	11
キャリアステップ	12
仕事と育児の両立支援制度の活用	14
ワークライフバランスの充実	15

### ～法務局の沿革～

- ◆ 昭和 22 年 5 月 3 日新憲法、裁判所法施行  
裁判所から「司法事務局」として独立
  - 「戸籍, 登記, 供託, 公証, 司法書士等に関する事務」を所掌する行政機関として発足
- ◆ 昭和 24 年 6 月 1 日  
「法務局及び地方法務局」と改称
  - 昭和 24 年 6 月 1 日  
「訟務及び人権擁護に関する事務」が所掌事務に加わる。
  - 昭和 25 年 7 月 1 日  
「国籍に関する事務」が所掌事務に加わる。
  - 昭和 35 年 4 月 1 日  
「表示の登記に関する事務」が所掌事務に加わる。
- ※ 昭和 25 年 7 月 31 日, 「土地台帳及び家屋台帳に関する事務」として税務署から移管されたが, 台帳と登記簿が一元化され, 表示登記制度が創設された。
- ※ 平成 10 年に債権譲渡登記, 同 12 年に成年後見登記及び商業登記に基礎を置く電子認証, 同 17 年に動産譲渡登記の各事務を所掌事務に加える。

# 法務局の組織



東京法務局

不動産登記

【概要】

不動産登記とは、私たちの大切な財産である土地や建物の所在・面積のほか、所有者の住所・氏名などについて、民法や不動産登記法に精通した登記官(法務局職員)が登記簿に記録し、一般公開する制度です。登記事項証明書は、手数料を納めれば、誰でも請求することができます。

登記事項証明書の見本

東京都特別区南都町3丁目80 全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)	調製 [全五]	不動産番号	7000123456789
地図番号 [全五]	筆界特定 [全五]		
所在 特別区南都町三丁目 [全五]			
①地番 80番	②地目 宅地	③地積 m <sup>2</sup> 300.00	原因及びその日付〔登記の日付〕 不詳 〔平成26年12月5日〕
所有者 特別区南都町三丁目1番1号 法務太郎			

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成26年12月5日 第10000号	所有者 特別区南都町三丁目1番1号 法務太郎
2	所有権移転	平成26年12月20日 第11000号	原因 平成26年12月16日売買 所有者 特別区南都町三丁目5番5号 法務五郎

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成28年5月25日 第5000号	原因 平成28年5月20日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金4,000万円 利息 年2.60% (年365日割計算) 損害金 年14.5% (年365日割計算) 債務者 特別区南都町三丁目5番5号 法務五郎 抵当権者 特別区南都町三丁目3番3号 株式会社南北銀行 共同担保 目録第9000号

共同担保目録			
記号及び番号	目録9000号	調製	平成28年5月25日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	特別区南都町三丁目 80番の土地	1	[全五]
2	特別区南都町三丁目 80番地 家屋番号 80番の建物	1	[全五]

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。

平成28年6月1日  
関東法務局特別出張所 登記官 民事太郎

みほん電子公印

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D10984 (1/1) 1/1

●所有権の移転の登記

土地や建物を買って自分が所有者になったということを誰にでも主張できるようにするための登記



●抵当権の設定の登記

土地や建物を担保にして銀行などからお金を借りるときに設定する登記



このように、不動産に関する情報を登記簿に記録し、公示することで、国民の権利の保全を図り、不動産の取引の安全と円滑を図っています。

## 登記所備付地図の整備

### 【登記所備付地図とは】

登記所には、土地の位置や形状、筆界（土地と土地の間の境界線）を明確にするため、精度の高い測量の成果に基づき作成された地図を備付けるものとされており、この地図を、登記所備付地図といいます。

なお、登記所備付地図のない地域においては、地図に準ずる図面（いわゆる「公図」）が備付けられています。

### 公図とは

公図とは、土地の形状や地番が書かれているものの、精度が高いとはいえない図面の俗称であり、その多くは明治時代の地租改正により作成された図面（旧土地台帳附属地図）です。

### 【地図を作るメリット】

- 都市の再開発が進み、大規模商業施設等が増えて、経済活動が活発になります。
- 大規模災害が起こった場合であっても、土地の買収が容易になり、復旧・復興事業を迅速に行うことができます。
- 隣地との境界が明確になるため、隣人との境界争いが起きる心配がありません。

### 【登記所備付地図の整備の概要】

#### 1 登記所備付地図作成作業（従来型作業）

全国の人口集中地域を対象（10 か年，合計 200km<sup>2</sup>）

#### 2 大都市型登記所備付地図作成作業（大都市型作業）

地図の整備が特に困難な大都市や地方の拠点都市を対象（10 か年，合計 30km<sup>2</sup>）

（具体例）

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連施設
  - 大規模商業・産業施設
  - リニア中央新幹線等の公共インフラ
- 等の経済的効果の高い施設等の整備予定地域周辺で実施

#### 3 震災復興型登記所備付地図作成作業（復興型作業）

東日本大震災の被災地を対象（3 か年，合計 9km<sup>2</sup>）

### 公 図



### 登記所備付地図



## 筆界特定制度

### 【概 要】

筆界特定制度とは、土地の筆界をめぐる紛争の予防・早期解決に資するため、筆界特定登記官が現地における筆界の位置を判断する制度です。

### 【制度の特色】

- 裁判より簡易迅速に筆界を特定
- 土地家屋調査士等の専門家の関与による中立・公正な判断
- 関係人に対する意見陳述の機会の付与による手続保障の充実
- 資料収集・調査を法務局が行い、申請人の負担を軽減



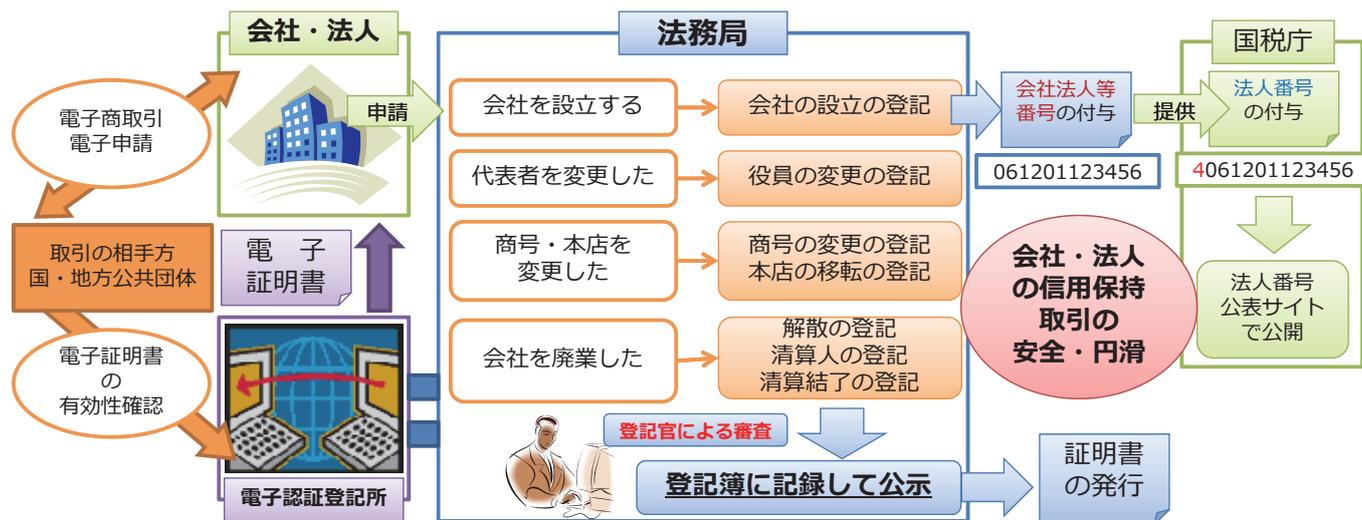
## 商業・法人登記及び電子認証制度

### 【商業・法人登記とは】

会社・法人は、設立の登記をすることによって成立し、法人格が与えられます。そして、商号や代表者名など、会社・法人の重要な情報を登記簿に記録して公示しています。これにより、会社・法人の信用を維持し、取引の安全と円滑を図る役割を果たしています。

### 【電子認証制度とは】

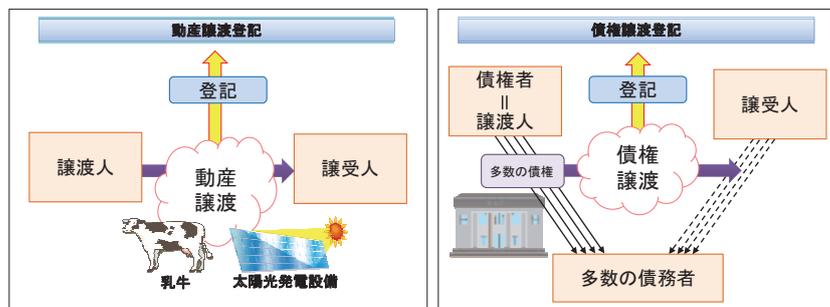
近年、インターネットを利用した電子商取引や電子申請が増加していますが、法務局では、商業・法人登記の情報に基づき、会社・法人の代表者等が電子情報を作成したことを証明するための電子証明書を発行し、電子取引社会における会社・法人の認証基盤としての役割を果たしています。



## 動産譲渡登記・債権譲渡登記

### 【概要】

動産譲渡登記は法人がする動産（在庫商品、機械設備、家畜等）の譲渡について、債権譲渡登記は法人がする金銭債権の譲渡等について、民法の特例として第三者対抗要件となるものであり、動産や債権を利用した企業の資金調達の円滑化に貢献する役割を果たしています。



## 成年後見登記



### 【概要】

成年後見制度は、認知症などの理由により判断能力の不十分な本人（被後見人）に代わって、後見人が財産管理や各種契約等の法律行為をすることなどによって、本人を保護・支援する制度です。

成年後見等が開始した場合には、東京法務局において成年後見登記がされ、この登記に基づいて、全国の法務局では成年後見登記に関する証明書を発行しています。

## 戸籍・国籍事務 ～日本国民の証～

### 【戸籍事務とは】

戸籍制度は、日本国民の一人一人について、その出生から死亡に至るまでの親族関係を登録し、公証する唯一の制度です。戸籍事務は、市区町村で取り扱われますが、全国統一的に処理されるよう、法務局では、管轄区域内の市区町村に対し、助言、勧告、指示等を行っています。

### 【国籍事務とは】

法務局では、外国人の帰化許可申請などの受付、審査など、国籍に関する業務も行っています。日本国籍を有することで、参政権が認められ、公務に就任できるなど、外国人とはその法的地位に大きな違いがあり、国籍に関する業務は極めて重要なものです。



### ～無戸籍者解消に対する取組～

日本国民は、出生届が提出されることによって戸籍に登録されることとなりますが、様々な理由により出生届が提出されることなく、戸籍に登録されていない方（無戸籍者）がいます。無戸籍者は、各種行政サービスが受けられないなどの不利益があることから、早期に無戸籍状態が解消されることが望まれています。

法務局における無戸籍者解消の取組等については、法務省ホームページ ([http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04\\_00034.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html)) においても紹介しています。

## 供託事務 ～預けて安心～

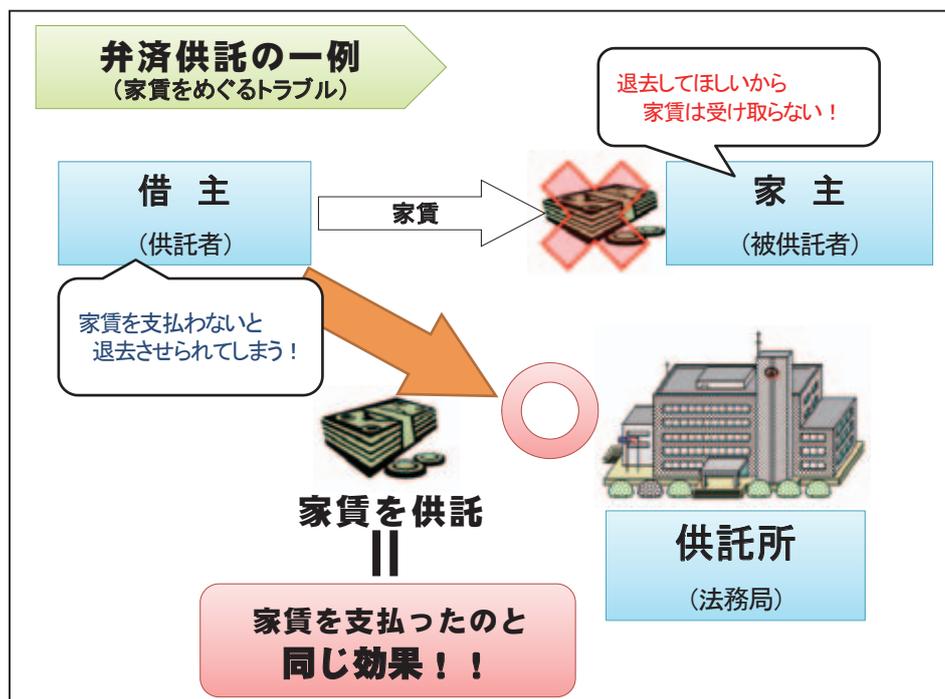
### 【概要】

供託とは、供託者が、ある目的（債務の弁済など）をもって、金銭などを供託所（法務局）に提出し、最終的に供託所がその財産をある人（被供託者）に取得させることによって、その目的を達成させるための制度です。

### 【供託の種類】

供託には、弁済と同じ効果が生ずる弁済供託を始めとして、様々な種類（一定の営業を行うに当たって必要とされる営業保証供託や選挙に立候補するためにする選挙供託など）があります。

これらの供託は、いずれも国民の権利保全や紛争予防等のために、重要な役割を果たしています。



## 人権擁護事務 ～基本的人権の尊重～

### 【概要】

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱の一つ。人権の擁護は、すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会の実現を目指す取組です。



啓発ビデオ「未来を拓く5つの扉～全国中学生人権作文コンテスト入賞作品集～」

子どもの人権SOSミニレター（小学生用）



### 【活動内容】

法務局では、全国の約14,000人の人権擁護委員と連携して、人権侵害による被害者の救済を図る調査救済活動や、人権尊重の理念を広めるための人権啓発活動などを行っています。

## 訟務事務 ～国を当事者とする訴訟等の適正な処理～

### 【概要】

訟務とは、国を当事者とする訴訟等について、国を代表し、国の立場から裁判所に対する申立てや主張・立証などの活動を行うことをいいます。

訟務事務を行う法務局の職員は、国の指定代理人として、法と証拠に基づいた適正な訴訟活動を行います。また、法律問題について、行政庁からの照会に応じて法律見解を述べたり助言を行うことで、紛争を未然に防止するための活動も行っています。

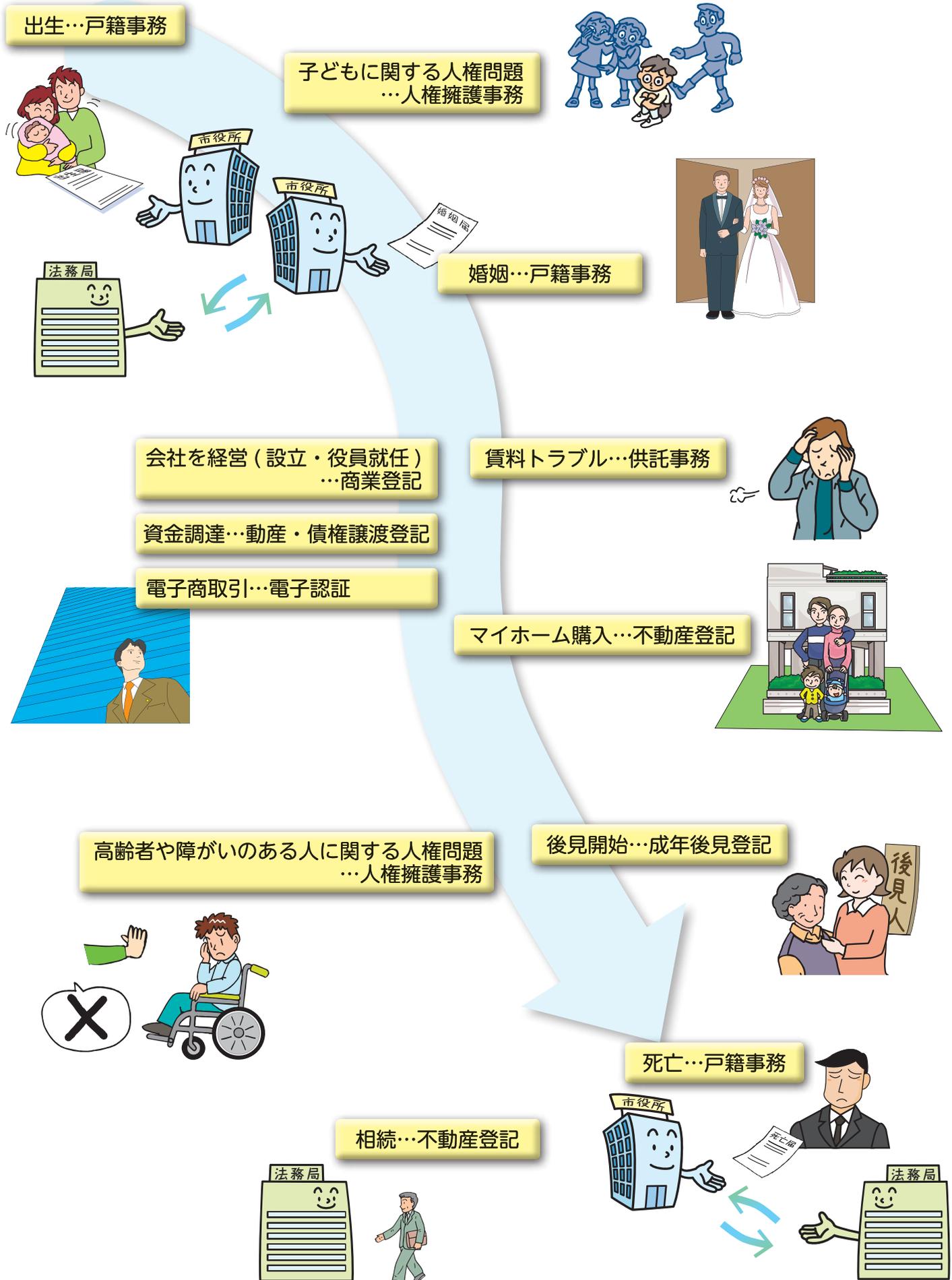
このように、訟務は、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り、法律による行政の原理の確保に寄与する重要な役割を果たしています。

### 【具体的な訴訟の例】

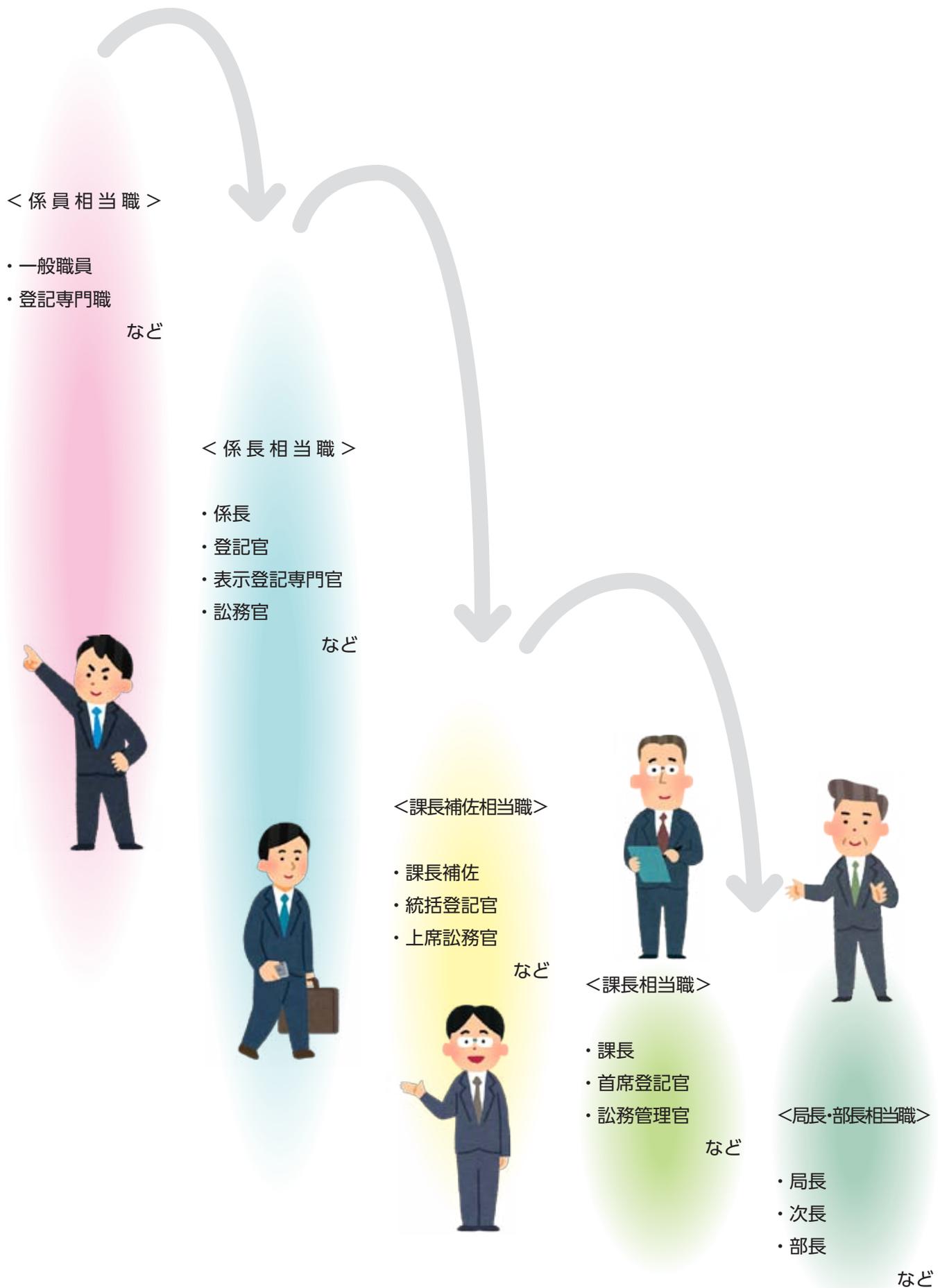
- ・アスベスト訴訟
- ・原爆症認定訴訟
- ・基地関係訴訟
- ・水俣病関係訴訟
- ・C型肝炎訴訟
- ・B型肝炎訴訟
- ・原子力関係訴訟
- ・福島原子力発電所事故に伴う国家賠償請求訴訟
- ・諫早湾干拓関係訴訟
- ・マイナンバー訴訟



# くらしの中の法務局



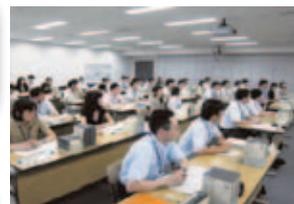
# 法務局における一般的なキャリアパス



# 研修制度

地方  
研修

**<初等科研修>** (約1か月間・一般職(高卒者):採用後1年以内)  
法務局職員としての心構え, 新任職員として必要な基礎的法律知識・技能の修得



講義形式

**<中等科研修>** (約2か月間・一般職(大卒程度):採用後1年以内, 一般職(高卒者):初等科研修修了後4年経過後)  
法務局職員としての心構え, 中堅係員として必要な基本的法律知識・技能の修得



セミナー形式

**<専修科研修>** (約2か月間・中等科研修修了後5年経過後)  
指導的立場の中堅職員として必要な法律知識・技能の修得, 社会的識見の涵養

**<高等科研修>** (約3か月間)  
将来の幹部職員として必要な高度の法律知識・法律的素養の修得, 社会的識見の涵養

**<中央測量技術講習>** (約5か月間)  
不動産の表示に関する登記及び筆界特定の事務並びに登記所備付地図の作成作業について中心的役割を担い得る者の養成

**<登記専攻科研修>** (約1か月間)  
登記部門の指導的職員として必要な高度の専門的知識・技能の修得, 社会的識見の涵養

**<訟務担当官研修>** (約2週間)  
訟務事務に必要な専門的知識・技能を修得

中央  
研修

**<新任統括登記官研修>** (約1週間)  
統括登記官として必要な高度の専門的知識・技能の修得

**<新任課長研修>** (約1週間)  
戸籍課長, 国籍課長及び供託課長として必要な高度の専門的知識・技能の修得

**<専門科研修>** (約3週間)  
訟務部門及び人権擁護部門の課長級職員として必要な高度の専門的知識・技能の修得

**<管理科研修>** (約2週間)  
課長・支局長等として必要な管理能力の修得

**<管理研究科研修>** (約1週間)  
局長・部長として必要な高度の管理能力の修得



研修所・千葉県浦安市

## 1年目(新規採用者)

仙台湾務局不動産登記部門  
戸島 健太



私は、仙台湾務局不動産登記部門において、不動産登記事件の受付・調査・記入を担当しています。

学生時代には「登記」に触れることのなかった私ですが、毎日、数多くの事件を処理する中で、経済取引における登記の重要性を再認識しています。

登記事務は、適正な処理が求められており、それを実現するためには、その根拠となる法律の条文等を正しく理解することが重要です。私の職場では、日々の業務の中で、上司先輩から適切なアドバイスをいただくことができ、仕事を通じて、自分のスキルアップを実感しています。

また、登記事件の中には、東日本大震災に関連する事件も多く、震災復興のためにも登記の果たす役割が大きいことを改めて認識し、日々やりがいを感じながら仕事に取り組んでいます。

仕事以外の面では、私は、野球部に所属していますが、野球部には同年代の職員も多く、休日の練習等で交流を深めています。その他にも、職員が交流する機会があり、充実した毎日を過ごしています。

## 1年目(新規採用者)

名古屋法務局人権擁護部第一課  
大橋 真央



私は、大学で法律を学ぶ中で、様々な法律を扱う法務局の仕事に興味を持ちました。採用されるまでは、法務局という職場に対して、堅いイメージを持っていましたが、実際には、職員の皆さんが、柔軟な発想で協議を重ね、何事にも前向きに、責任感を持って執務に取り組む、明るく活力あふれる職場です。

現在、私は日本国憲法第11条に基づく「基本的人権の尊重」を、地域に啓発する人権擁護業務に従事しており、日々やりがいを感じています。

具体的には、電話対応、文書作成などの業務のほか、人権イメージキャラクターである「人KENまもる君」・「人KENあゆみちゃん」のウォークバルーンの管理や法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員の方々と共に各種人権啓発活動を行っています。

法務局に採用されることを目指す皆さん、試験当日まで不安な日々が続くと思いますが、実際に自分が法務局で働く姿を想像したり、説明会に参加することで、モチベーションを高めて頑張ってください。

皆さんと一緒に働ける日が来ることを心待ちにしています。

## 5年目(係員級)

福岡法務局民事行政部戸籍課  
松元 順平



私は、現在、市区町村に対し、戸籍業務に関する助言等を行う業務を主に担当しています。具体的には、市区町村の戸籍事務担当職員から戸籍の事務処理を行う上で生じた疑問について、多くの照会がされますので、これらの照会について助言を行っています。

戸籍制度は、日本国民の国籍と親族関係を登録公証する制度であり、戸籍の事務処理に間違いがあると、国民の皆様にも多大な御迷惑をお掛けすることになるので、市区町村からの照会に的確に助言できるように、民法や戸籍法等の法律のほか、実務先例に精通する必要があります。また、国際交流が活発になる中、外国人と日本人との婚姻や離婚等に関する相談が増えているため、国際私法等にも精通する必要があります。日頃から自己研さんに努めています。

戸籍事務は、日々様々な根拠法令を確認し、それらの知識や考え方を本質から理解する必要があるため、リーガルマインドが鍛えられる上、戸籍制度を支えることができる仕事であり、とてもやりがいのある業務だと感じています。

## 17年目(係長級)

徳島地方方法務局供託課  
供託係長 持田 紀代



私は、供託申請が受理できるか否かを審査する業務、受け入れた供託物（金銭、有価証券、国債等）を正当な権利者に払い渡す業務及びこれらの相談業務を担当しています。

供託を義務付け、又は供託をすることができる旨を規定する法令は数多くあり、また、事務処理においては、会計法及び出納管理事務規程等の会計法規にも精通している必要がありますので、日々自己研さんに努めています。

また、係長になってからは、通常の実務処理だけではなく、会議等に参加する機会が増え、研修の講師を担当するなど、仕事の範囲が広がるとともに、その責任も重くなったため、プレッシャーを感じることもありますが、それ以上に、大きなやりがいを感じています。

私は今、小学生の子どもを育てながら、法務局で勤務していますが、限られた時間の中で、いかに工夫して効率的に仕事を進めるかということに常に意識して業務に取り組むようにしています。このことは、今後仕事をしていく上で、私自身の糧になっていくと思います。

## 32年目(課長級)

鳥取地方方法務局登記部門  
首席登記官 横山 紫穂



首席登記官は、法務局の基幹業務である登記部門の長として、国民のニーズを的確に把握し、現状の課題を分析した上、進むべき方向性や目標を定め、その過程において発生する問題を想定するなど、ベストな解決策を選択、決断して各種施策の実施をしています。そのため、責任も重く苦労や悩みも絶えませんが、職員が相互に協力して組織的に進めていく仕事なので、「チーム」の底力を発揮し、課題をクリアしたときは、決して一人では味わえない喜びがあり、それこそが所属長として「ありがとう！皆と一緒に頑張ってきて良かった！」とやりがいを感じる瞬間です。

登記は、国民の皆様の大変な財産である不動産の表示と不動産に関する権利を公示し、また、会社等に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑に資するための重要な制度です。こうした業務を行うことに誇りを持ち、国民の皆様のニーズと信頼に応えられるよう、今後も、コミュニケーションを大切に、職員が健康で働きやすい職場作りを心掛けていきたいと思っています。

## 36年目(局長・部長級)

札幌法務局長  
喜多 剛久



法務局人生のスタートは、地方法務局出張所での不動産登記事務でした。何も分からない中、先輩職員からは時に厳しく指導していただき、1日1日を精一杯働き、また、研修や自己研さんなどを通して、少しずつ社会人、法務局職員として成長していたのではないかと思います。その後、本省において訟務事務や民事立法事務に携わる機会を得ました。

法務局では、国民の皆様と身近に接して仕事をするやりがいを感じましたし、本省では、耳目を集める裁判や立法に関与するなど、国の重要な施策に携わるという充実感を得ました。どの職場でも、尊敬すべき職員との出会いがあり、仕事を通して人生が豊かになったことを実感しています。

法務局は、職員が法律実務家としての誇りと使命感を持ち、国民生活の基盤を支える極めて重要な役割を果たし、国民の皆様から大きな信頼を得ています。

皆さんも法務局の一員となり、法律実務のプロとして、国民、社会に貢献するとの高い志とチャレンジ精神を持って多くのことを学び、初心を忘れることなく歩んでいただくことを期待しています。

## 仕事と育児の両立支援制度の活用

東京法務局練馬出張所  
登記専門職 山田 大輔



私は、妻が第一子を出産した後の約1月間、これまで妻が行っていた家事等を妻に代わって行うため、育児休業を取得しました。現在は、子供を保育園に送迎するため、育児時間制度を利用して、朝の勤務時間を30分短縮しています。

自分のことだけでも慌ただしい朝、のんびりしている子供の身支度や食事を済ませ、保育園に送り届けるのは一苦勞ですが、子供の笑顔を見ることは日々の励みになりますし、積極的に育児に関わることで自分自身の成長も実感しています。

また、仕事の面においても、限りある時間の中でこれまでと同様に業務を行うために、これまで以上に効率的に集中して業務に取り組んでいます。もっとも、私が育児に関する制度を利用できるのも、職場の上司や先輩、同僚の理解や協力があったからこそなので、職場の皆様には感謝しています。

法務局は、育児休業や育児時間以外にも育児の状況に応じた様々な制度が用意されており、また、職場の上司や先輩らが育児を理解してくれているなど仕事と育児の両立支援の環境が整っている職場だと思います。

<実際に利用した制度>

- ・育児休業（平成27年1月19日～平成27年2月13日）
- ・育児時間（平成28年4月25日～毎日30分）



大阪法務局北大阪支局  
登記専門職 奥山 明里



私は、長女を出産してから約1年間育児休業を取得しました。

育児休業から現在の職場に復帰する際は、近隣に親類もいないため、仕事と育児の両立に大きな不安がありました。そこで、毎朝1時間の育児時間を取得し、休憩時間の短縮特例の制度を併用して、月曜日から金曜日まで毎日6時間45分勤務で働いていますが、自ら、娘を保育園に送り迎えする時間が持てることで、安心して職務に専念することができています。

上司、先輩及び同僚の方々には、職場での事務分担の調整など様々な支援をしていただいております。娘の発熱などで急に休まなければならないときにも援助してもらっています。

法務局は、家庭を大切にしながら仕事を続けるための様々な制度が整備されているだけでなく、女性の活躍を積極的に応援してくれる温かい職場環境です。職場や家庭の協力を得ながら働き続けることで、私自身も子供と共に成長していけるよう、今後も自己研さんに励みたいと思っています。

<実際に利用した制度>

- ・育児休業（平成25年11月21日～平成26年10月31日）
- ・育児時間（平成26年11月4日～毎日1時間）
- ・休憩時間の短縮特例（平成26年11月4日～毎日30分）



山口地方法務局登記部門  
本田 弘也



私は、法務局に入局して2年目を迎えました。最近、仕事にも慣れ、自分の趣味の時間が持てるようになりましたので、学生時代にラグビーをしていた経験をいかし、地元の社会人ラグビークラブに入部しました。クラブには、大学生から社会人までの幅広い年齢層の部員が在籍し、週末に行われる練習や試合に参加しています。いろいろな職業の方と交流を持つことができ、充実した週末を過ごしています。平日と休日のONとOFFを切り替え、仕事と趣味のバランスを保ちながら、心と身体をリフレッシュし、ワークライフバランスを実践しています。

ラグビーには、「ONE FOR ALL, ALL FOR ONE」の精神があり、仲間のために体を張りながら、「勝利」という結果を得るためのチームワークが求められます。法務局の仕事も、職員一人一人が「正確な登記」という完成品を目指して、受付は調査・記入のために、調査・記入は校合のために、校合はお客様のために、チーム一丸となって仕事に取り組んでおり、とてもやりがいを感じています。



東京法務局民事行政部供託第一課  
供託専門職 濱崎 友紀子



私は、平成23年4月に東京法務局に入局して6年目になりますが、入局2年目頃になんとなく始めた「登山」を趣味にしています。

標高の低い山は一年を通じて登れますので、土日を利用して出かけています。他方、標高の高い山は雪が解けた7月～10月頃がシーズンで、毎年、そのシーズンになると土日に合わせて年次休暇を取って少し長い山旅に出かけます。登山は結構疲れますが、私は、仕事に疲れて元気が出ないときこそ、思い切って遠くへ足を伸ばして身体を動かすことで、いい気分転換になり、また仕事を頑張る気力になると感じています。また、平日の業務終了後には、職場の近所の登山用品店を見て回ったり、登山仲間と食事をしながら「次はどこに行こうか」と計画を立てたりするのも楽しみとなっています。

私は趣味を通じてリフレッシュすることで、仕事へのモチベーションを高く維持することができています。

法務局は、職場の上司や先輩が仕事と生活の調和の必要性を理解してくれていますので、自分のライフプランを持ち、仕事を続けられる職場だと思います。



詳しくは

法務局

検索

局名	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
東京法務局	東京都	東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎	102-8225	(03)5213-1234
横浜地方法務局	神奈川県	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎	231-8411	(045)641-7461
さいたま地方法務局	埼玉県	さいたま市中央区下落合 5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎	338-8513	(048)851-1000
千葉地方法務局	千葉県	千葉市中央区中央港 1-11-3	260-8518	(043)302-1311
水戸地方法務局	茨城県	水戸市三の丸 1-1-42 駿優教育会館	310-0011	(029)227-9911
宇都宮地方法務局	栃木県	宇都宮市小幡 2-1-11	320-8515	(028)623-6333
前橋地方法務局	群馬県	前橋市大手町 2-3-1	371-8535	(027)221-4466
静岡地方法務局	静岡県	静岡市葵区追手町 9-50 静岡地方合同庁舎	420-8650	(054)254-3555
甲府地方法務局	山梨県	甲府市丸の内 1-1-18 甲府合同庁舎	400-8520	(055)252-7151
長野地方法務局	長野県	長野市旭町 1108	380-0846	(026)235-6611
新潟地方法務局	新潟県	新潟市中央区西大畑町 5191 新潟法務総合庁舎	951-8504	(025)222-1561
大阪法務局	大阪府	大阪市中央区谷町 2-1-17 大阪第2法務合同庁舎	540-8544	(06)6942-1481
京都地方法務局	京都府	京都市上京区荒神口通河原町東入上生州町 197	602-8577	(075)231-0131
神戸地方法務局	兵庫県	神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第2地方合同庁舎	650-0042	(078)392-1821
奈良地方法務局	奈良県	奈良市高畑町 552	630-8301	(0742)23-5534
大津地方法務局	滋賀県	大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	520-8516	(077)522-4671
和歌山地方法務局	和歌山県	和歌山市二番丁 2 (和歌山地方合同庁舎)	640-8552	(073)422-5131
名古屋法務局	愛知県	名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	460-8513	(052)952-8111
津地方法務局	三重県	津市丸之内 26-8 津合同庁舎	514-8503	(059)228-4191
岐阜地方法務局	岐阜県	岐阜市金竜町 5-13	500-8729	(058)245-3181
福井地方法務局	福井県	福井市春山 1-1-54 福井春山合同庁舎	910-8504	(0776)22-5090
金沢地方法務局	石川県	金沢市新神田 4-3-10 金沢新神田合同庁舎	921-8505	(076)292-7810
富山地方法務局	富山県	富山市牛島新町 11-7 富山合同庁舎	930-0856	(076)441-0550
広島法務局	広島県	広島市中区上八丁堀 6-30	730-8536	(082)228-5201
山口地方法務局	山口県	山口市中河原町 6-16 山口地方合同庁舎 2号館	753-8577	(083)922-2295
岡山地方法務局	岡山県	岡山市北区南方 1-3-58	700-8616	(086)224-5656
鳥取地方法務局	鳥取県	鳥取市東町 2-302 鳥取第2地方合同庁舎	680-0011	(0857)22-2191
松江地方法務局	島根県	松江市母衣町 50 松江法務合同庁舎	690-0886	(0852)32-4200
福岡法務局	福岡県	福岡市中央区舞鶴 3-9-15	810-8513	(092)721-4570
佐賀地方法務局	佐賀県	佐賀市城内 2-10-20	840-0041	(0952)26-2148
長崎地方法務局	長崎県	長崎市万才町 8-16	850-8507	(095)826-8127
大分地方法務局	大分県	大分市荷揚町 7-5 大分法務総合庁舎	870-8513	(097)532-3161
熊本地方法務局	熊本県	熊本市中央区大江 3-1-53 熊本第2合同庁舎	862-0971	(096)364-2145
鹿児島地方法務局	鹿児島県	鹿児島市鴨池新町 1-2	890-8518	(099)259-0680
宮崎地方法務局	宮崎県	宮崎市別府町 1-1 宮崎法務総合庁舎	880-8513	(0985)22-5124
那覇地方法務局	沖縄県	那覇市樋川 1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	900-8544	(098)854-7950
仙台法務局	宮城県	仙台市青葉区春日町 7-25 仙台第3法務総合庁舎	980-8601	(022)225-5611
福島地方法務局	福島県	福島市霞町 1-46 福島合同庁舎	960-8021	(024)534-1111
山形地方法務局	山形県	山形市緑町 1-5-48 山形地方合同庁舎	990-0041	(023)625-1321
盛岡地方法務局	岩手県	盛岡市盛岡駅西通 1-9-15 盛岡第2合同庁舎	020-0045	(019)624-1141
秋田地方法務局	秋田県	秋田市山王 7-1-3	010-0951	(018)862-6531
青森地方法務局	青森県	青森市長島 1-3-5 青森第二合同庁舎	030-8511	(017)776-6231
札幌法務局	最寄りの法務局等にお尋ねください。	札幌市北区北8条西 2-1-1	060-0808	(011)709-2311
函館地方法務局		函館市新川町 25-18 函館地方合同庁舎	040-8533	(0138)23-7511
旭川地方法務局		旭川市宮前1条 3-3-15 旭川合同庁舎	078-8502	(0166)38-1111
釧路地方法務局		釧路市幸町 10-3	085-8522	(0154)31-5000
高松法務局	香川県	高松市丸の内 1-1 高松法務合同庁舎	760-8508	(087)821-6191
徳島地方法務局	徳島県	徳島市徳島町城内 6-6 徳島地方合同庁舎	770-8512	(088)622-4171
高知地方法務局	高知県	高知市栄田町 2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎	780-8509	(088)822-3331
松山地方法務局	愛媛県	松山市宮田町 188-6 松山地方合同庁舎	790-8505	(089)932-0888



人権イメージキャラクター  
人KENまる君 人KENあゆみちゃん

人権相談 (平日の午前8時30分~午後5時15分)

- ・みんなの人権110番 0570-003-110
- ・子どもの人権110番 (通話料無料) 0120-007-110
- ・女性の人権ホットライン 0570-070-810

